

## 財政運営WGの進捗状況について

### 1 協議事項

- (1) 県国保運営方針
- (2) 国保事業費納付金の算定ルール
- (3) 標準保険税率の算定ルール
- (4) 赤字解消対策（収納対策含む）
- (5) 県運営協議会の構成
- (6) その他財政運営に関すること

### 2 構成団体

川越市、熊谷市、川口市、秩父市、所沢市、深谷市、越谷市、戸田市、入間市、蓮田市、伊奈町、小川町、上里町、宮代町、幸手市、さいたま市  
埼玉県国民健康保険団体連合会、埼玉県

### 3 開催状況

第1回 平成29年5月12日（金）15：30～16：30

議題

- 1 財政運営ワーキンググループについて

第2回 平成29年7月12日（水）14：00～16：00

議題

- 1 保険給付費の伸び率について
- 2 国保保険給付費等交付金の支払方法について
- 3 国保事業費納付金の納付時期について
- 4 激変緩和の丈比べについて
- 5 その他

第3回 平成29年8月28日（月）14：00～17：00

議題

- 1 第3回試算について
- 2 保険給付費等交付金及び国保事業費納付金について
- 3 埼玉県国民健康保険運営方針（案）について
- 4 その他

### 4 検討状況

別紙のとおり

### 5 今後の開催予定

9月以降、3回程度開催予定

## 財政運営ワーキング・グループにおける検討状況

## 1 主に納付金の算定に必要な係数、方針

項目	財政運営WGにおける方向性
保険給付費の伸び率について	国保事業費納付金等算定標準システムによる推計をそのまま使用する。

## 2 激変緩和の丈比への検討に必要な係数、方針

項目	財政運営WGにおける方向性
激変緩和の丈比へに使用する前々年度市町村保険税決算額の算定方法について	仮算定までは「概算額」を使用し、本算定時に「概算額」を「確定額」に入れ替え、再度激変緩和の丈比を行う。
医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の1人あたり納付金額の一定割合	自然増+ $\alpha$ を原則とし、30年度においては、一定割合を自然増とする。
各保険税区分の一人あたり納付金額の合算額の一定割合	+ $\alpha$ は30年度の納付金の状況を見て決定する。
下限割合の設定について	設定しないこととする。

## 3 その他

項目	財政運営WGにおける方向性
保険給付費等交付金の交付方法	交付方法:概算払い 交付先:国保連(現物給付分) 市町村(現金給付分) 交付時期 4月～3月 12回 交付日:18日
国保事業費納付金の納付時期	納付時期:4月、7月～2月 9回 納付規模:4月 20%、7～2月 10% 納付期限:10日 ※納付規模については要検討

# 激変緩和の丈比べ計算例(納付金額(d)ベースで行う場合・医療分①)

○ 市町村との合意の下、激変緩和の丈比べを「納付金額(d)ベースの保険料決算額」で行う場合には、以下の計算例を参考とする。  
 ※同様の方法で保険料決算額で丈比べを行うことも可能。 ※小文字のアルファベットは市町村単位の数値

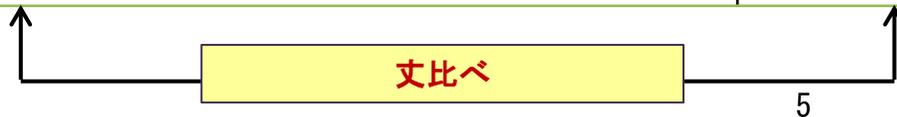
医療分に係る納付金算定	平成28年度市町村保険料決算額	数値
+療養給付費(一般分) +療養費支給額(一般分) +移送費支給額(一般分) +高額療養費支給額(一般分) +高額介護合算療養費支給額(一般分)	+療養給付費(一般分) +療養費支給額(一般分) +移送費支給額(一般分) +高額療養費支給額(一般分) +高額介護合算療養費支給額(一般分)	年報
(A)保険給付費(一般分)	(a)保険給付費(一般分)	
-前期高齢者交付金(前々年度精算分含む) +前期高齢者納付金等(事務費拠出金含む、前々年度精算分含む) -退職者前期調整額	-前期高齢者交付金(確定前期高齢者交付金額(推計)等、都道府県が示す計算方法による額、平成26年度精算分を含めない) +前期高齢者納付金等(事務費拠出金含む、確定前期高齢者納付金額(推計)等、都道府県が示す計算方法による額、平成26年度精算分を含めない) -退職者前期調整額(29年7月までに都道府県が国に報告する額)	年報 年報 療給
(A')前期調整後保険給付費	(a')前期調整後保険給付費	
-療養給付費等負担金(保険基盤安定繰入金控除後及び地方単独事業の減額調整後) -国・普通調整交付金(地方単独事業の減額調整後) -国・特別調整交付金(都道府県分。都道府県分のうち市町村重点配分、事務費充当分及び一般会計繰出分を除く) ※2 -都道府県繰入金(市町村向け除く。地方単独事業の減額調整後) -高額医療費負担金(国及び都道府県による負担金) -特別高額医療費共同事業交付金 -特別高額医療費共同事業負担金 -過年度調整(納付金の過多) ※2 -保険者努力支援制度(都道府県分。都道府県分のうち市町村重点配分、事務費充当分及び一般会計繰出分を除く) ※2 +特別高額医療費共同事業拠出金 -財政安定化基金積立金(都道府県全体の返済分・補填分) ※2 +都道府県の事業費 ※2 +予備費(都道府県分、保険料財源分) -激変緩和用の特例基金(取崩分、医療分)	-療養給付費等負担金(保険基盤安定繰入金控除後及び地方単独事業の減額調整後) ※1 -国・普通調整交付金(地方単独事業の減額調整後) -国・特別調整交付金(都道府県分。都道府県分のうち市町村重点配分、事務費充当分及び一般会計繰出分を除く)【対象なし】 -都道府県調整交付金(1号分。地方単独事業の減額調整後) -高額医療費負担金(国及び都道府県による負担金) 【国保中央会と国保連合会間で実施】 【国保中央会と国保連合会間で実施】 -過年度調整(納付金の過多)【対象なし】 -保険者努力支援制度(都道府県分。ただし、都道府県分のうち市町村重点配分、事務費充当分及び一般会計繰出分を除く)【対象なし】 【高額医療費共同事業拠出金の中から国保連合会が国保中央会に拠出】 -財政安定化基金積立金(都道府県全体の返済分・補填分)【対象なし】 +都道府県の事業費【対象なし】 +予備費(都道府県分、保険料財源分) 【都道府県調整交付金1号分に加算】 -超高額医療費共同事業精算金(還付) ※3 +高額医療費共同事業拠出金 ※3 -高額医療費共同事業交付金 ※3 +保険財政共同安定化事業拠出金 ※3 -保険財政共同安定化事業交付金 ※3 -都道府県調整交付金(保険財政共同安定化事業激変緩和分) ※3	年報等 年報 県 年報 国保連 年報 年報 年報 県
(B)保険料収納必要総額	(b)保険料収納必要額	78



# 激変緩和の丈比べ計算例(納付金額(d)ベースで行う場合・後期高齢者支援金等分)

(後期高齢者支援金等分・病床転換支援金等分)

後期高齢者支援金等分等に係る納付金算定	平成28年度市町村後期高齢者支援金等決算額	数値
+後期高齢者支援金等(事務費拠出金、前々年度精算分含む、一般分・退職分) +病床転換支援金等(事務費拠出金、前々年度精算分含む、一般分・退職分)	+後期高齢者支援金等(事務費拠出金含む、確定(推計)額、一般分・退職分) +病床転換支援金等(事務費拠出金含む、確定(推計)額、一般分・退職分)	年報
(A)後期高齢者支援金等(病床転換支援金等含む、一般分・退職分)	(a)後期高齢者支援金等(病床転換支援金等含む、一般分・退職分)	
-後期高齢者支援金(退職分) -病床転換支援金(退職分)	-後期高齢者支援金(退職分) -病床転換支援金(退職分)	療給
(A')後期高齢者支援金等(病床転換支援金等含む、一般分)	(a')後期高齢者支援金等(病床転換支援金等含む、一般分)	
-後期高齢者支援金等負担金(病床転換支援金負担金含む、事務費除く) -国・普通調整交付金 -都道府県繰入金(市町村向け除く) -激変緩和用の特例基金(取崩分、後期高齢者支援金分)	-後期高齢者支援金等負担金(病床転換支援金負担金含む、事務費除く) -国・普通調整交付金 -都道府県繰入金(市町村向け除く) -激変緩和用の特例基金(取崩分、後期高齢者支援金分)【対象なし】	年報 年報 県
(B)保険料収納必要総額	(b)保険料収納必要額	
+(前々年度概算後期支援金-前々年度確定後期支援金)+調整金額 +(前々年度概算病床転換支援金-前々年度確定病床転換支援金) +調整金額+精算分に係る公費	【保険料収納必要額の算定時に精算済み】 【保険料収納必要額の算定時に精算済み】	
(C)納付金算定基礎額	-	
納付金配分方式(2・3・4方式)に基づき、 $\beta \times \gamma$	-	
(c)各市町村の納付金基礎額	(c)各市町村の保険料収納必要額(納付金基礎額ベース) = (b)	
-(前々年度概算後期支援金-前々年度確定後期支援金)-調整金額 -(前々年度概算病床転換支援金-前々年度確定病床転換支援金) -調整金額-精算分に係る公費	【保険料収納必要額の算定時に精算済み】 【保険料収納必要額の算定時に精算済み】	
(d)各市町村の後期高齢者支援金分(病床転換支援金分含む、一般分)	(d)各市町村の後期高齢者支援金等決算額 (病床転換支援金分含む、一般分)	



(紫枠)納付金の仕組みの導入による影響の差異

(注) 一般分、退職分について表記のない項目は、一般分の項目である。

# 激変緩和の丈比べ計算例(納付金額(d)ベースで行う場合・介護納付金分)

## (介護納付金分)

介護納付金分等に係る納付金算定	平成28年度市町村介護納付金決算額	数値
+介護納付金(前々年度精算分含む、一般分・退職分)	+介護納付金(確定(推計)額、一般分・退職分)	年報
(A)介護納付金(一般分・退職分)	(a)介護納付金(一般分・退職分)	
-介護納付金負担金 -国・普通調整交付金 -都道府県繰入金 -激変緩和用の特例基金(取崩分、介護納付金分)	-介護納付金負担金 -国・普通調整交付金 -都道府県繰入金 -激変緩和用の特例基金(取崩分、介護納付金分)【対象なし】	年報 年報 県
(B)保険料収納必要総額	(b)保険料収納必要額	
+ (前々年度概算介護納付金 - 前々年度確定介護納付金) + 調整金額 + 精算分に係る公費	-	
(C)納付金算定基礎額 = (B)	-	
納付金配分方式(2・3・4方式)に基づき、 $\beta \times \gamma$	-	
(c)各市町村の納付金基礎額	(c)各市町村の保険料収納必要額(納付金基礎額ベース) = (b)	
- (前々年度概算介護納付金 - 前々年度確定介護納付金) - 調整金額 - 精算分に係る公費	【保険料収納必要額の算定時に精算済み】	
(d)各市町村の介護納付金分(一般分・退職分)	(d)各市町村の介護納付金決算額(一般分・退職分)	

